

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国際フィーダー航路貨物代替輸送委託業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
契約締結日	令和 5年12月11日
契約の相手方の氏名及び住所	井本商運株式会社 兵庫県神戸市中央区浪花町59番地
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥19,165,047.- (委託料の限度額)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥22,693,000.-
随意契約によることとした理由	<p>井本商運株式会社が運航している国際フィーダー航路（新潟港から北九州港経由で神戸港へ接続）において、冬季風浪によりコンテナ船が新潟港に予定どおり寄港できないことから荷役障害が発生した。当該航路は、国際コンテナ戦略港湾政策の集荷施策の一環として開設されたものであり日韓フィーダー航路等と遜色ないサービスを確保するためには、阪神港などにつながる国際基幹航路等との接続の円滑化が必要不可欠となっている。</p> <p>本業務は、当該航路を運航しているコンテナ船が、冬季風浪により新潟港に予定どおりに寄港できない場合や荷役ができない場合を想定し、新潟港から国際コンテナ戦略港湾までの代替輸送手段として、新潟港から敦賀港までフェリーを活用する西回り航路、新潟港から苫小牧港までフェリーを活用する東回り航路を想定し、空コンテナによるトライアル輸送を実施し、国際基幹航路等との接続の円滑化に視点をおいた評価及び課題の整理を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたり、実証区間の輸送において、総合的な評価や課題の整理を行うためには、コンテナの海上運航における高度な知識や経験が必要であり、以下の要件を満たすものであることが、必要不可欠である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日本海側での内航航路を有していること。</li> <li>② 新潟港から国際コンテナ戦略港湾までの輸送に関する一貫したコンテナ手配や輸送シャーンの手配等が可能であること。</li> <li>③ 国際物流に関する手続きの実績を有していること。</li> <li>④ 実証試験で利用する各港湾での円滑な調整に対応できる実績を有していること。</li> </ol> <p>井本商運株式会社は、国際基幹航路を運航する OOCL (Oriental Overseas Container Line) と協調して日本海側においてコンテナ航路を運航し、日本海側の冬季風浪に対する知見を有していること、また、全国に航路網を展開し、実証試験で寄港する港湾で貨物を取り扱い、物流に関する調整が可能であり、かつ国際基幹航路への接続を前提とした物流体系を構築し国際物流に関する実績を有していることから、本業務を実施するにあたって必要不可欠となるコンテナ貨物の荷動きや諸手続きについて総合的なノウハウを備えているため、上記①～④の要件を満たす者であり、本業務を実施できる者であると判断される。</p> <p>また、本業務の発注にあたり、参加希望の有無を公募により事前確認を行ったが応募者はいなかった。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、井本商運株式会社と随意契約をするものである。</p>
備 考	

